

現行保育制度の堅持・拡充と保育、学童保育、子育て支援予算の大幅増額を求める要望意見書

急激な少子化の進行のもとで、次世代育成支援に対する国や都道府県、市町村の責任はこれまでも増して大きくなっており、特に、平成19年以来、毎年、「保育、学童保育、子育て支援施策の拡充と予算の大幅増額を求める請願」が衆・参両院において全会一致で採択されるなど、保育・学童保育・子育て支援施策の整備・拡充に対する国民の期待は非常に高まっています。しかし、この間、社会保障審議会少子化対策特別部会や地方分権改革推進委員会、規制改革会議などで行われている保育制度改革の議論は、直接契約・直接補助方式の導入や最低基準の廃止、引き下げなど、保育の責任を後退させる市場原理に基づく改革論であり、国会で採択された請願内容と逆行するものです。こうした改革が進めば、子供の福祉よりも経済効率が優先され、過度の競争が強まり、保育の地域格差が広がるだけでなく、家庭の経済状況等によって子供が受ける保育レベルにも格差が生じることが懸念されます。

よって、政府においては、全ての子供たちの健やかな育ちを保障するため、次の項目の具体化が図られるよう強く要請します。

記

- 1 児童福祉法第24条に基づく現行保育制度を堅持・拡充し、直接契約・直接補助方式を導入しないこと。
- 2 保育所の最低基準を堅持し、抜本的に改善すること。
- 3 待機児の解消のための特別な予算措置を行うこと。
- 4 保育所、幼稚園、学童保育、子育て支援施策関連予算を大幅に増額すること。
- 5 子育てに関わる保護者負担を軽減し、雇用の安定や労働時間の短縮など仕事と子育ての両立のための環境整備を進めること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成21年 9 月17日

大空町議会議長 後 藤 幸太郎

【 送 付 先 】

- ・ 内閣総理大臣 鳩 山 由紀夫
- ・ 財務大臣 藤 井 裕 久
- ・ 厚生労働大臣 長 妻 昭
- ・ 少子化対策担当大臣 福 島 瑞 穂